

隣保館教室案内

隣保館では、福祉の向上や人権啓発のため、地域社会に密着したコミュニティセンターとして、地域住民が参加し、町民相互の理解と交流を深めるため次の教室を開催します。気軽にご参加ください。

申し込み／各教室とも7月26日(木)午前9時から受付を開始します。かわせみ荘1階事務室へ費用を添えてお申し込みください。なお、各教室とも定員になり次第締め切ります。

和紙絵教室

日時／10月9日、30日、11月6日(すべて火曜日)午後1時～3時

場所／かわせみ荘3階

定員／20人

費用／1,000円(教材費)

講師／金室トク氏



手芸パッチワーク教室

日時／9月20日、10月4日、18日、11月1日、15日(すべて木曜日)午後1時～4時

場所／かわせみ荘3階

対象・定員／経験者の方(中級レベル)・20人

費用／2,000円(教材費)

講師／松尾淑子氏

手作りパン教室

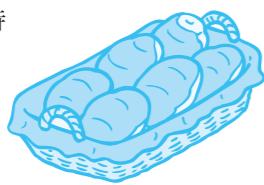
日時／8月18日、9月15日、10月13日、11月10日(すべて土曜日)午前10時～午後2時

場所／かわせみ荘3階

定員／20人

費用／2,000円(教材費)

講師／坂本友紀美氏



問い合わせ／隣保館(かわせみ荘内、☎581・3861)へ。

ご参加ください! 鉢形城歴史館 歴史講座・体験教室

鉢形城歴史館では、歴史講座と体験教室を開催します。ぜひ、ご参加ください。

歴史講座「鉢形城を知ろう」

郷土の誇り・寄居町のシンボル「鉢形城」に来てみませんか。

日時／7月22日(日)午前9時30分～正午

定員／40人

費用／無料

内容／鉢形城の概要の解説および館内・公園のガイドツアー

体験教室「豆本(スタンプ帳)作り」

日時／7月28日(土)午後1時30分～4時

対象・定員／小学校高学年以上・15人

費用／100円

内容／豆本サイズのオリジナルスタンプ帳を製作します。

体験教室「勾玉作り」

日時／8月4日、18日(いずれも土曜日)午後1時30分～3時30分

定員／各回20人※小学校低学年以下の方は保護者同伴

費用／200円

内容／石を削って勾玉を製作します。

体験教室「牛乳パックの灯籠作り」

日時／8月11日、25日(いずれも土曜日)午後1時30分～3時30分

定員／各回20人※小学校低学年以下の方は保護者同伴

費用／200円

内容／牛乳パックを利用してオリジナル灯籠を製作します。

共通事項

場所／鉢形城歴史館講座室

申し込み／直接、または電話でお申し込みください。

定員になり次第締め切ります。※月曜日は休館日です。

問い合わせ／鉢形城歴史館(☎586・0315)へ。

募集します! 寄居町職員

町では、次により町職員を募集します。

職種・募集人員／①一般事務職・若干名、②一般事務職(身体障害者対象)・若干名、③保健師・若干名

受験資格／① **一般事務職** 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方、② **一般事務職(身体障害者対象)** 昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で身体障害者手帳を有し、活字印刷文による出題に対応できる方(自力による通勤が可能で、介護者なしで週38時間45分の職務遂行が可能の方)、③ **保健師** 昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保健師有資格者(平成25年3月31日までに資格取得見込みを含む)

試験期日／**第1次試験** 9月16日(日)、**第2次試験** 10月下旬から11月上旬を予定

応募要領／応募書類に必要事項を記入し、次の受付期間内に提出してください。応募書類等は総務課、または男舎・用土両連絡所で配布しています(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。ただし連絡所は午後5時まで)。

受付期間／7月30日(月)から8月3日(金)までの午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は8月3日(金)必着としますので注意してください。

受付場所／役場2階・201会議室隣

問い合わせ／総務課(☎581・2121内線311、312)へ。



利用者の世帯区分	入所児童の年齢区分	利用料(1日)
(1)『生活保護法』による被保護世帯	2歳未満児	0円
(2)『中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立支援に関する法律』による支援給付世帯	2歳以上児	0円
市町村民税非課税世帯(父子家庭、母子家庭および養育者家庭を含む)	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円

※施設の定員内に空きがない場合等お預かりできない場合があります。

子どものショートステイ事業のお知らせ
子どものショートステイ事業とは、児童の保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張および学校などの公的事業への参加により、家庭で児童の養育が一次的に困難となった場合、町と契約した乳児院および児童養護施設で一定期間(宿泊原則7日以内)お預かりする事業です。
対象／原則、町内に住所を有する方で、養育が一次的に困難となった児童(18歳未満)
施設／2歳未満の児童の場合：康保会 玉淀園(大字寄居489番地)
2歳以上の児童の場合：さんあい(深谷市柳引15-2)

費用
申し込み／印鑑を持参のうえ、子育て支援課へお越しください。
問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線252)へ。

「アライグマ」被害が多発しています

国外または国内の他の地域から人為的に導入された種である外来種からの地域の固有の生物相や生態系への大きな脅威となり問題となっています。町でも生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして『外来生物法』で特定外来生物として指定されているアライグマの被害が拡大しています。

アライグマは北米原産の中型のほ乳類です。タヌキやアナグマに似ていますが、長いしっぽにしま模様があるのが特徴で、ペットとして輸入されたものが逃げたり放されたりして野性化した町内でも生息数を増やし、人家に住み着いたり、農作物を食い荒らすなどの被害を多くもたらしているほか、アライグマ回虫等による人の健康被害も懸念されているところです。

そのため、町では平成19年度から県や県内市町村と連携して、計画的な防除活動に取り組み、今までに360頭以上を捕獲しましたが、被害は後を絶たず、今後も継続的な防除活動を実施していく必要があります。

自宅や近所で見かけたり、被害がありましたら、情報をお寄せください。なお、アライグマは法律によりペット・鑑賞の目的で、飼養等することは禁止されています。

問い合わせ／生活環境被害に関することは生活環境課(☎581・2121内線223)、農業被害に関する場合は農林課(☎581・2121内線402)へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届(所得状況届)の提出について

児童扶養手当と特別児童扶養手当を受給している方には、7月末日に用紙等を郵送しますので世帯全員の住民票等、所定の書類を添付した現況届(所得状況届)を子育て支援課に提出してください。これは、毎年8月に受給者の所得や養育状況を把握するためのもので、提出しない場合は8月分からの手当が受けられなくなります。継続して手当を受けようとする方は、できるだけ早めの手続きをお願いします。

集中受付
日時／8月14日(火)午前9時～午後5時
場所／役場402会議室
※なお、8月15日(水)からは、子育て支援課で受け付けます。
手当の支給予定月(8月～11月の4カ月分)／児童扶養手当：12月、特別児童扶養手当：11月
問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線252)へ。